

(重要) 就学支援金の受給資格認定を受けていない保護者の方へ

就学支援金の受給資格認定を受けていない保護者の皆さまへ連絡いたします。

平成30年7月豪雨災害で被害にあわれ、住民税額の更正を行った場合、就学支援金の受給資格を満たす場合があります。

就学支援金受給資格の認定要件は、親権者全員の県税所得割額と市町村民税所得割額の合計が50万7千円未満です。

7月からの就学支援金を受給されてない方で、該当すると思われる保護者の方は、本校事務室までご連絡ください。